

伊丹市人権教育・啓発白書

令和 3(2021)年度事業内容

令和 5(2023)年 2 月

伊丹市

目 次

伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針の体系.....	1
はじめに.....	2
令和3(2021)年度に講じた人権教育・啓発.....	4
1. 人権全般.....	4
2. さまざまな人権課題への取組.....	11
(1)女性.....	11
(2)子ども.....	15
(3)高齢者.....	27
(4)障がい者.....	31
(5)同和問題.....	35
(6)外国人.....	39
(7)H I V感染者・ハンセン病患者等.....	43
(8)高度情報化社会の進展に伴う人権問題.....	45
(9)北朝鮮拉致被害者に関する問題.....	47
(10)その他の人権問題.....	49
3. 人権を守る取組（人権相談）.....	52
4. あらゆる場における人権教育・啓発の推進.....	53
(1)こども園・幼稚園・保育所(園)・学校.....	53
(2)家庭・地域・職域.....	54
(3)市職員等に対する研修.....	55
5. 総合的・効果的な推進等.....	59
(1)全庁的な推進体制.....	59
(2)関係機関等との連携・協力、市民の参画と協働.....	60
(3)人権啓発センターの取組.....	60
(4)内容・方法の充実.....	61

伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針の体系(平成 22 (2010) 年)

I. 基本的な考え方

- ・「人権教育・啓発推進法」
- ・国の基本計画、県の推進指針等
- ・伊丹市総合計画／伊丹市の関連計画

- ・人権教育・啓発を巡る内外の動き
- ・「人権教育のための国連 10 年」伊丹市行動計画の成果と課題
- ・市民意識の現状(市民意識調査結果)



【人権の概念】 すべての人間が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利

【人権の尊重】 自己の人権のみならず他者の人権についても正しく理解し、自己の権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合う = 人権の共存

【人権教育・啓発の基本的視点】 ①人権尊重のまちづくり ②発達段階等をふまえた効果的な方法の選択 ③行政・市民・事業者の役割及び連携・協力による推進 ④自主性の尊重と中立性の確保



II. 人権教育・啓発推進の方策

人権の普遍的な視点からの取組

- ①命の大切さの実感
- ②自尊感情の育成
- ③個性の尊重
- ④社会とのつながりを通して共に生きること

さまざまな人権課題への取組

- 女性 子ども 高齢者
障がい者 同和問題
外国人 HIV感染者等
高度情報化の進展に伴う人権問題
他

人権を守る取組
(人権相談)

- ①相談体制の充実
- ②相談担当者の資質の向上
- ③相談内容の施策等への反映

III. あらゆる場における推進

保育所(園)・幼稚園・学校 / 家庭・地域・職域 / 職員研修



IV. 総合的・効果的な推進

- ①全庁的な推進体制 (伊丹市人権教育・啓発推進本部)
- ②関係機関等との連携・協力、市民の参画と協働 (法務局、伊丹市人権擁護委員協議会、伊丹市人権・同和教育研究協議会、伊丹市人権啓発推進委員、伊丹市人権教育・啓発推進会議 等)
- ③人権啓発センターの取組 (人権啓発の拠点施設としての機能)
- ④内容・方法の充実
- ⑤進捗評価及び見直し

はじめに

本市では、様々な人権課題に対応する今後の人権教育・啓発の基本的な方向及びその体系を明らかにするものとして、平成22(2010)年10月に伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針(以下、「基本方針」という。)を策定しました。基本方針は、伊丹市総合計画を上位計画として、本市の他の計画と連携しながら人権教育・啓発を推進するものです。基本方針に掲げる施策・事業については、毎年度、その成果や課題を検証することとしています。

本書は、基本方針に基づく年次報告書として、本市が令和3(2021)年度に講じた人権教育・啓発に関する施策について取りまとめています。主な取組は、令和3(2021)年度行政評価の評価対象となっているものを中心として、特に人権教育・啓発に関わりのある事務事業を取り上げています。令和3(2021)年度進捗状況の概要は、4ページのとおりです。

様式の見直し

令和4(2022)年6月に基本方針を改訂しました。これに伴い、本書「伊丹市人権教育・啓発白書」についても、今後の人権施策の取組について、PDCAサイクルを着実に推進していくために、様式を改訂しました。主なポイントとしては、従来の主な取組に加え、「成果と課題」、「課題を踏まえたR4(2022)年度の取組」を掲載し、PDCAが明確となるようにしました。

また、改訂した基本方針の「人権教育・啓発の基本的な方策」及び「人権擁護に関する基本的な方策」に該当する項目番号を記載しております(下図参照)。

(様式例)

主な項目ごとに総評を記載

1. 人権全般

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、差別を許さない都市宣言制定記念市民集会の中止や人権フェスティバルの規模縮小など、運営開催ができない事業もあったが、デジタルを活用したオンライン配信などを実施し、啓発の手法を工夫して、広く市民に啓発や人権を学ぶ機会を提供することができた。

人権教育推進員や人権啓発推進委員においては、研修会実施の際は人数制限など感染対策を講じた結果、前年度に比べて派遣・実施回数が増え、市民への人権教育・啓発を推進することができた。

今後も引き続き、デジタル機器の活用など多様な手法により、教育・啓発事業を実施していく。

①差別を許さない都市宣言制定記念市民集会

所管課:	人権教育室	
実施施策:	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業:	271020 人権教育・啓発推進事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた次年度の取組
・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民集会を中止したが、同市民集会実行委員会が市民集会への思いを発信するメッセージ動画を作成し、配信。	<p>〔成果〕</p> <p>「差別を許さない都市宣言」の意義や実行委員会の思いを届けるため、デジタルを活用し、広く市民に啓発することができた。</p> <p>〔課題〕</p> <p>差別を許さない都市宣言の市民認知の更なる広がり、人権を学ぶ機会として周知啓発が必要である。</p>	<p>差別を許さない都市宣言の市民認知の更なる広がりや人権を学ぶ機会として、周知啓発を図る。</p> <p>市民集会において、多くの市民の参加が得られるよう、啓発手法の工夫を図り、実施していく。</p>
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(3)、(4)	

令和4(2022)年度の所管課名を記載
第6次伊丹市総合計画に該当する実施施策・事務事業を記載

今までは取組のみを掲載していましたが、PDCAサイクルを着実に推進していくために、新たに「成果及び課題」「課題を踏まえたR4(2022)年度の取組」を記載

参考に改訂した基本方針の「人権教育・啓発の基本的な方策」及び「人権擁護に関する基本的な方策」に該当する号を記載
(次ページに、各方策の項目名を記載)

※参考

各表の下段には、令和4（2022）年6月に改訂した基本方針の定める「人権教育・啓発の基本的な方策」及び「人権擁護に関する基本的な方策」の内、該当する項目番号を参考として表記しています。

伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針（令和4（2022）年6月改訂）に定める基本的な方策

人権教育・啓発の基本的な方策

- (1) 多様な市民に届く教育・啓発の推進
- (2) 子どもへの人権教育の推進
- (3) 人権擁護につながる人権教育・啓発の推進
- (4) 職員の人権意識・知識の更なる向上
- (5) 人権教育・啓発の正しい知識の更新

人権擁護に関する基本的な方策

- (1) 市民に身近な人権相談へ
- (2) 複合的な課題に対応する人権擁護の視点を全ての施策へ
- (3) 居場所づくりと人権相談との連携の促進
- (4) 相談員その他相談に関わる職員の更なる質の向上

令和3(2021)年度に実施した人権教育・啓発の取組

本市における人権教育・啓発は、同和・人権・平和課や人権啓発センター、教育委員会事務局人権教育室を中心とし、それぞれの部局においてもその所掌事務と関連した人権に関わる各種の教育・啓発活動を行っています。また、人権擁護委員や伊丹市人権・同和教育研究協議会等の市民団体の参画や協働を得て、人権に関わる様々な活動を展開しています。

1. 人権全般

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、差別を許さない都市宣言制定記念市民集会の中止や人権フェスティバルの規模縮小など、通常どおりの開催ができない事業もあったが、デジタルを活用したオンライン配信などを実施するなど、啓発の手法を工夫して、広く市民に啓発や人権を学べる機会を提供しました。

人権教育指導員や人権啓発推進委員においては、研修会実施の際は人数制限等などの感染対策を講じた結果、前年度に比べて派遣・実績回数が伸び、市民への人権教育・啓発を推進しました。

①差別を許さない都市宣言制定記念市民集会

所管課	人権教育室	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271020 人権教育・啓発推進事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、差別を許さない都市宣言制定記念市民集会を中止したが、同市民集会実行委員会が市民集会への意義や目的を発信するメッセージ動画を作成し、配信。	<p>(成果)</p> <p>「差別を許さない都市宣言」の意義や実行委員会の意義や目的を届けるため、デジタルを活用し、広く市民に啓発することができた。</p> <p>(課題)</p> <p>差別を許さない都市宣言の市民認知の更なる広がり、人権を学ぶ機会として周知啓発が必要である。</p>	<p>差別を許さない都市宣言の市民認知の更なる広がり、人権を学ぶ機会として、周知啓発を図る。</p> <p>市民集会において、多くの市民の参加が得られるよう、啓発手法の工夫を図り、実施していく。</p>
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(3)、(4)	

②第17回 人権フェスティバル

所管課	同和・人権・平和課/人権啓発センター/人権教育室	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271020 人権教育・啓発推進事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
<p>・人権関係の市民団体、企業等で構成される実行委員会と市の共催で人権フェスティバルを実施。</p> <p>・人権講演会はオンライン中継を併用し、コロナ禍での安全・安心な事業運営を展開。オンライン参加者 11 人。</p> <p>・展示発表は 7 日間開催し、市民団体や人権啓発センターによるパネルや各種資料を展示。参加者数 228 人。</p>	<p>(成果)</p> <p>オンライン中継を導入することにより、会場以外でも安心して参加できるよう工夫を行い、より多くの市民が人権について学習することができた。</p> <p>(課題)</p> <p>コロナ禍で事業規模を縮小せざるを得ない状況が続いているが、従来の企画(グループワーク、ウォークラリー)や新しい企画についても、実行委員会の中で検討する必要がある。</p>	<p>コロナ禍の状況を踏まえつつ、市民が集い、人権について学び、語り合える啓発事業となるよう、実行委員会と連携し実施する。</p>
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(3)、(4)	

③人権啓発標語

所管課	人権教育室	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271020 人権教育・啓発推進事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
<p>・様々な人権問題について、市民から市民への呼びかけとなる人権啓発標語の募集。応募数 2,283 件。</p>	<p>(成果)</p> <p>市民一人ひとりが人権問題を自らの課題として受け止め、人権の大切さについて理解を深める機会を提供することができた。</p> <p>(課題)</p> <p>入選作品を掲載した「人権啓発標語ポスター」を活</p>	<p>広く市民に呼びかけ、募集を図るとともに、学校園や市内公共施設等に人権啓発標語ポスターを掲示し、啓発していく。</p>

	用し、広く市民に啓発を図っていく必要がある。	
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)	
人権擁護に関する基本的な方策		—

④人権作文・ポスター

所管課	人権教育室	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271020 人権教育・啓発推進事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
・様々な人権問題について、次代を担う小・中学生が、人権に関わる作文やポスターの表現活動を通して、人権を考える人権作文・ポスターの募集。作文応募数 5,354 件、ポスター応募数 931 件。	(成果) 人権尊重の重要性や必要性についての理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身につける機会を提供することができた。 (課題) 児童生徒だけでなく、広く市民に「人権週間記念作文集」の周知啓発を図っていく必要がある。	広く児童生徒に呼びかけ、募集を図るとともに、差別を許さない都市宣言制定記念市民集会等のイベントでの掲示や、人権週間にあわせ、人権作文・ポスターを掲示し、啓発していく。
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)	
人権擁護に関する基本的な方策		—

⑤人権教育指導員

所管課	人権教育室	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271020 人権教育・啓発推進事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
・就学前教育、学校教育、および社会教育における人権教育に識見がある市民等を人権教育指導員に委嘱し、学校・地域・団体からの希望に応じて、研修等の講師や助言者として派遣。派遣回数 55 回。	(成果) 様々な場所でコロナ禍でも実施できるよう感染対策等の工夫がなされた結果、前年度実績 17 回に比べ、派遣回数は伸び、様々な機会を通じて、市民等に人権を	「伊丹市人権教育指導員派遣のしおり」を学校・地域・団体などに呼びかけ、人権教育指導員派遣事業の周知を図る。

	<p>学ぶ機会を提供できた。</p> <p>(課題)</p> <p>研修会など、学校・地域・団体に様々な人権問題を学ぶ機会を提供していく必要がある。</p>	
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(3)、(4)	

⑥人権啓発推進委員

所管課	人権教育室	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271020 人権教育・啓発推進事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
<p>・地域における人権啓発活動を推進するため、小学校区ごとに啓発活動に取り組む市民を人権啓発推進委員に委嘱し、委員はそれぞれの地域で人権研修会等を企画。開催回数3回</p>	<p>(成果)</p> <p>コロナ禍の中でも実施できるよう感染対策等を工夫した結果、前年度0回に比べ実績が伸び、市民等人権を学ぶ機会を提供できた。</p> <p>(課題)</p> <p>様々な人権問題についての現状と課題について学ぶ学習会の内容の充実が必要である。</p>	<p>引き続き、人権啓発推進委員の人権知識の向上を図るための学習会を実施していく。</p>
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策		—

⑦視聴覚教材の貸し出し

所管課	人権啓発センター/人権教育室	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271030 人権啓発センター管理運営事業 271020 人権教育・啓発推進事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
<p>・視聴覚教材の貸出</p>	(成果)	市民が幅広く人権学習

<p>学校・家庭・地域・職場等での自主的な人権学習の教材として、啓発ビデオ・DVDの貸出。</p> <p>・「新型コロナ」、「性的マイノリティ」に関する教材を新規購入し、ライブラリーを充実。 (人権啓発センター) 利用件数 47 件 (人権教育室) 利用件数 127 件</p>	<p>前年度に購入したDVD「防ごう！リモートワークのハラスメント」の利用件数が令和3(2021)年度の年間件数の約半数を占め、時代に即した新たな人権課題に焦点を当てた教材を活用して、多くの市民が自ら学べる機会を提供することができた。</p> <p>(課題) 今後も様々な人権課題に対応した教材の収集を行うとともに、貸出事業(ライブラリー)の更なるPRを行う必要がある。</p>	<p>ができるよう、教材の充実とライブラリーの存在をPRし、家庭や地域等での自主的な人権学習の機会を提供し、利用者の増加を図っていく。</p>
<p>【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策</p>		
<p>人権教育・啓発の基本的な方策</p>	<p>(1)、(2)、(3)、(4)、(5)</p>	
<p>人権擁護に関する基本的な方策</p>	<p>—</p>	

⑧平和推進事業

<p>所管課</p>	<p>図書館</p>	
<p>実施施策</p>	<p>262 図書館サービスの充実</p>	
<p>事務事業</p>	<p>262013 図書館本館・西分室管理運営事業 262020 図書館南分館管理運営事業 262030 図書館北分館管理運営事業 262040 図書館神津分館管理運営事業</p>	
<p>R3(2021)年度の主な取組</p>	<p>成果及び課題</p>	<p>課題を踏まえた R4(2022)年度の取組</p>
<p>・戦争や平和に関する図書展示や、平和に関する絵本のおはなし会(2回、計23名参加)を実施。</p>	<p>(成果) 毎年の恒例行事として、市民に平和の尊さを伝えることができた。</p> <p>(課題) 「おはなし会」など、絵本の内容等によっては、参加者数が少ないイベントもあり、広報や実施形態の工夫が必要である。</p>	<p>平和啓発を進め、市民認知を広げるべく事業を推進する。多くの市民に参加いただけるよう、広報や実施形態の工夫を図り、平和の尊さを伝えていく。</p>
<p>【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策</p>		

人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)
人権擁護に関する基本的な方策	—

所管課	公民館	
実施施策	261 多様な学習機会の提供	
事務事業	261050 講座等生涯学習活動支援事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
紛争地の生活状況等の理解を深めることで平和の大切さの意識向上を図るため、以下の取組を実施。 ・平和パネル展 754 人来場(7月 - 8月)。 ・平和トークショー 24 人参加(7月)。 ・平和映画会 59 人参加(8月) ・平和講演会 67 人参加(8月)。 ・オンライン料理教室&トークショー 22 人参加(7月、12月、1月)。	(成果) 展示、映画、トーク、オンライン等、様々な手法で事業を実施し、広く市民に学習の機会を提供することができた。 (課題) 10~20 代をターゲットにオンライン事業を実施したが、参加者が少なく、その年代の参加者がいなかった。若い世代に参加してもらえよう、PR の工夫が必要である。	若い世代に参加してもらえよう PR の工夫を図り、様々な内容、手法で平和について考える機会を提供していく。
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)	
人権擁護に関する基本的な方策	—	

所管課	同和・人権・平和課	
実施施策	291 多文化共生・平和の推進	
事務事業	291050 平和啓発事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
・パネル展、講演会、映画会、カリヨンコンサートなど、多様な平和事業を開催。延べ参加者数等 2,869 人(通年) ・ロシアのウクライナ侵攻を受け、抗議文の発送、ライトアップ、ウクライナ国歌の演奏を実施(3月)。	(成果) 多様な方法で平和事業を開催し、市民に平和の大切さを啓発することができた。 (課題) 次世代への平和意識の継承が課題である。	多様な方法で平和啓発を行うとともに、若い世代に平和の大切さを継承できるような取組みを行う。
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		

人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)
人権擁護に関する基本的な方策	—

2. さまざまな人権課題への取組

(1) 女性

様々な場面や機会を通じて、男女の人権を尊重する男女共同参画の視点について、人権教育・啓発を推進していくため、第3期伊丹市男女共同参画計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進体制を整備し、雇用の場における男女共同参画を協議・実践するため、ネットワークを立ち上げるなど男女平等を推進しました。

また、DV 被害者に寄り添った支援の実施や、啓発事業においては、若年者への啓発を重点的に実施するなど、人権教育・啓発及び人権擁護に取り組みました。

①男女共生教育及び生涯学習等の推進

所管課	学校指導課	
実施施策	244 教職員の資質向上	
事務事業	244030 教職員指導力研修等事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
<ul style="list-style-type: none"> 「男女共生教育ハンドブック」の活用等を含む、人権教育担当者会の実施（6月）。 各学校においては、性別にとらわれず様々な仕事に就くことができることや毎日の生活に何気なく組み込まれている男女のあり方に気付くことができるような男女共生教育の推進（通年）。 	<p>(成果)</p> <p>小・中学校の各人権教育担当者会にて、年度当初に男女共生に関する資料の確認を行い、取組を進めていくことについて共通理解することができた。</p> <p>(課題)</p> <p>今後も性別にとらわれることなく、一人ひとりが力を発揮できるよう、継続して男女共生の視点に立った教育に取り組む必要がある。</p>	<p>男女の人権を尊重する、男女共生の視点に立った教育を今後も継続して推進していくとともに、教職員への研修と保護者への啓発に努める。</p>
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	—	

②女性の人権を尊重し、男女平等を推進する活動等の支援

所管課	男女共同参画課
実施施策	281 男女共同参画の推進
事務事業	281013 男女共同参画施策推進事業 281030 男女共同参画センター管理運営事業

R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
<p>男女共同参画を推進するため、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会を設置し、市民意識調査の結果を基礎資料としながら、第3期伊丹市男女共同参画計画を策定。 男女共同参画センターいろいろを拠点として、男女共同参画の推進や女性への暴力をはじめとするあらゆる暴力の防止、女性のための就労支援、心と身体の健康等をテーマに各種事業を実施。 	<p>(成果)</p> <p>第3期伊丹市男女共同参画計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進体制を整備した。</p> <p>男女共同参画センターの各種事業の実施により、着実に利用者が増えている。</p> <p>(課題)</p> <p>市民、団体及びグループ等との更なる交流・連携が必要である。</p>	<p>第3期伊丹市男女共同参画計画の周知と推進を図る。</p> <p>男女共同参画センターの指定管理者と定期的に打ち合わせを行い、時勢を捉えた啓発事業になるように協議していく。</p>
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(3)	

③政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

所管課	人事課	
実施施策	281 男女共同参画の推進	
事務事業	—	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
<p>・管理職への登用については、性別によることなく適材適所の配置を実施。管理職総数に閉める女性割合 27.2% (令和3年4月1日現在)。</p>	<p>(成果)</p> <p>ライフステージに応じ、育児・介護等の事情によってその機会が奪われることのないよう、環境整備及び各種制度の周知を行ってきた結果、女性管理職の割合について一定水準を維持することができた。</p> <p>(課題)</p> <p>今後はさらなる環境整備及び周知啓発を図るとともに、中堅職員の管理職昇任意欲を高めていく必</p>	<p>女性管理職の割合について、今年度の水準の維持・向上を図るとともに、職員広報にて昇任意欲の向上に資する情報を発信していく。</p>

	要がある。	
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)	
人権擁護に関する基本的な方策		—

④雇用の場における男女平等のための啓発

所管課	男女共同参画課	
実施施策	281 男女共同参画の推進	
事務事業	281013 男女共同参画施策推進事業 281020 男女共同参画啓発事業 281030 男女共同参画センター管理運営事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
事業所に対する男女共同参画を推進していくために、以下の取組を実施。 ・市内の2事業所に対し、男女共同参画推進事業所として表彰。 ・市内の事業者と伊丹市男女共同参画推進ネットワーク事業を立ち上げ、会議等を実施。 ・男女共同参画センターによる事業者を対象とした女性活躍推進のための講座を実施。	(成果) 雇用の場における男女共同参画を協議・実践するため、ネットワークを立ち上げ、雇用の場における男女平等を推進することができた。 (課題) 事業者の男女共同参画についての実態把握を精力的に行う必要がある。	男女共同参画推進ネットワークにおいて、事業者と会議等により実態把握を行い、研修やワークショップ等を実施していく。
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)	
人権擁護に関する基本的な方策		—

⑤女性に対する暴力への対応

所管課	男女共同参画課	
実施施策	282 DV防止対策の推進	
事務事業	282010 DV対策事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
女性に対する暴力防止を図るために、以下の取組を実施。 ・配偶者暴力支援センターによる被害者支援を実施(相談件数1092件うちDV相談1062)	(成果) 被害者に寄り添った支援を実施でき、啓発事業においては、重点的に若年者への啓発ができた。	時期の見直しや手法を工夫し、自助グループ育成支援に取り組む。

件)。 ・市立伊丹高等学校及び県立伊丹西高等学校の生徒に対するデートDV講演会を実施。 ・被害者支援に関わる職員に対するDV防止セミナーの実施。 ・女性への暴力をなくす週間(R3.11.12～11.25)にパネル展等の啓発事業の実施。 ・自助グループ育成のための連続講座を実施。	(課題) 自助グループの立ち上げには至らなかったため、自助グループ育成支援を実施する。	
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)	

⑥相談体制の充実と周知

所管課	男女共同参画課	
実施施策	281 男女共同参画の推進	
事務事業	281013 男女共同参画施策推進事業 281030 男女共同参画センター管理運営事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
女性の人権を守る相談対応として、以下の取組を実施。 ・新型コロナウイルス感染症による孤独・孤立のための相談事業であるよりそいサポート事業を実施(30件)。 ・男女共同参画センターにおいて女性を対象とした以下の各種相談を実施。 電話相談(154件) 法律相談(27件) カウンセリング(158件) 就労支援相談(16件) チャレンジ相談(22件)	(成果) 平日夜間と日曜にも相談を実施し、女性の様々な悩みに関する相談に対応することができた。 (課題) 相談事業の更なる周知が必要である。	相談窓口の周知を図り、利用者の増加に努める。
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)	

(2) 子ども

子どもの人権尊重のため、子どもの権利に関する教育・啓発や、幼児児童生徒の発達段階や実態に応じて教育活動全体を通じた学習を通じて、命を大切に作る心や自尊感情等を育成しました。また、児童虐待防止等のための連携促進や、インクルーシブ教育の推進など、人権教育・啓発及び人権擁護に取り組みました。

①子どもの権利に関する教育・啓発の推進

所管課	学校指導課	
実施施策	241 知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成	
事務事業	241180 伊丹市生徒会活性化推進事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の実態に即し、総合的な学習の時間や特別の教科道徳で、子どもの権利の趣旨を踏まえた学習の実施（各学校において実施）。 ・各中学校の生徒会の代表者が参加する「伊丹市中学校生徒会リーダーズセミナー」の実施（8月）。 ・市内小・中・高・特別支援学校の全児童生徒へ「みんなで学ぼう！子どもの権利条約」リーフレットの配布（7月）。 	<p>(成果)</p> <p>権利そのものについての学習や自治的、協働的な活動の中で子どもの権利に関して実感を伴った理解を深めることができた。</p> <p>(課題)</p> <p>子どもたちが権利や義務について主体的に考え、自他の権利を尊重できるような取組を進める必要がある。</p>	<p>中学校生徒会リーダーズセミナーのような自治的、協働的な活動や特別の教科道徳を中心とした学習活動を継続し、自他の権利や果たすべき義務に関する取組を進める。</p>
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)	
人権擁護に関する基本的な方策	—	

所管課	保健体育課	
実施施策	252 安全・安心な教育環境の充実	
事務事業	252020 子どもの安全対策推進事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・市内小学校4年生を対象にCAP講習会を実施（16校）。 	<p>(成果)</p> <p>危機対応能力育成や、「安心」「自信」「自由」の3つの権利を守ることを目指し、児童の自尊感情の育</p>	<p>児童の危機対応能力や自尊感情の育成を図るため、関係機関と連携をとりながら開催方法や内容を工夫する。</p>

	成を図ることができた。 (課題) 開催方法・内容等を検討 する必要がある。	
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(2)、(3)	
人権擁護に関する基本的な方策		—

②幼児・児童・生徒への人権教育等の推進

所管課	学校指導課	
実施施策	241 知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成	
事務事業	241160 トライやる・ウィーク」推進事業 241200 小学生の自然体験事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
<p>・各学校園において、「伊丹市人権教育基本方針」に沿って、命を大切に作る心や自尊感情等「生きる力」を育成するため、幼児児童生徒の発達段階や実態に応じて教育活動全体を通じた学習の実施（通年）。</p> <p>・各小学校において、アイマスクと白杖を使ったり、車いすを使って移動したりする体験活動を通して、共に生きる社会についての学習（各小学校において実施）。</p>	<p>(成果) 幼児児童生徒の発達段階や実態に応じて教育活動全体を通じた学習を通じて、命を大切に作る心や自尊感情等を育むことができた。</p> <p>(課題) コロナ禍においても、事前指導、事後指導を含めて活動内容を充実させるとともに、教育効果を高めることを意識した取組を充実させる必要がある。</p>	<p>「生きる力」を育成するため、体験活動だけでなく、事前・事後学習についても計画的、意図的に行い、教育効果を高める取組を進める。</p> <p>総合的な学習の時間やすべての教育活動を通じて、共に生きる社会についての学習を進める。</p>
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)	
人権擁護に関する基本的な方策		—

③児童虐待防止の取組

所管課	こども福祉課	
実施施策	211 子どもの虐待防止体制の整備	
事務事業	211020 児童虐待防止事業 211030 こんにちは赤ちゃん事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組

<p>・伊丹市要保護児童対策地域協議会のもと、代表者会議・実務者会議をそれぞれ開催するとともに、個別ケース検討会議(102回)、協議会の構成員を対象とした児童虐待対応専門研修会(2回、100名)を実施。児童虐待報告を316件受理し、処遇検討会議を開催して早期に対応。</p> <p>・周知啓発として、児童虐待防止推進月間中に中心市街地に啓発用の横断幕を掲示した他、「広報伊丹」にも虐待防止啓発の特集を掲載。子育てに悩む保護者を対象とした市民向け講座(2回、87人参加)を実施。</p> <p>・対応に苦慮するケースに対する適切な対応方法や機関連携のあり方について、スーパーバイザーを招聘。スーパービジョン回数13回。</p> <p>・こんにちは赤ちゃん事業として、養育者の育児不安や虐待の恐れのある家庭の早期発見と支援を行うため生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問(977件)。</p>	<p>(成果)</p> <p>関係機関と児童虐待の防止、再発への支援に努めることができた。</p> <p>関係機関へ児童虐待の理解を深めてもらうための研修会では多くの参加があり、理解を深めることができた。</p> <p>児童虐待は前年度に比べ減少しているが、認知した虐待については、早期対応に努め、必要に応じて川西こども家庭センターと連系し、適切な対応を図ることができた。</p> <p>市民向け講座を実施し、児童虐待防止の啓発に繋げることができた。</p> <p>こんにちは赤ちゃん事業においては、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言などで訪問を控えることも多かったが、適切な訪問をすることができた。</p> <p>(課題)</p> <p>児童虐待のおそれのある児童から困難を抱える妊産婦など、幅広い相談に適切に対応するため、職員の更なる資質向上が課題である。</p>	<p>児童虐待においては、早期発見・早期支援の対応が求められるので、今後も各関係機関と協力・連携し支援を行っていく。</p> <p>研修会を開催することで、各関係機関の虐待に対する理解を深めることができ、早期発見につながるものと考えているので、継続していく。</p> <p>市民向けの講座についても、虐待防止の啓発活動として、継続していく。</p> <p>スーパーバイザーを定期的に招聘し、対応についての検証や助言を受け、職員の資質向上を図っていく。</p> <p>こんにちは赤ちゃん事業においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に注視しながら、民生委員による訪問を継続していく。</p>
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)	

④いじめ問題への対応

所管課	総務課/こども福祉課
実施施策	241 知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成
事務事業	241170 伊丹市いじめ・不登校総合対策推進事業

R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
<p>・「伊丹市いじめ問題に関する第三者調査委員会」は非常設であり、重大事態に係る学校あるいは対策審議会の調査結果について調査が必要であると認めるときは、いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づき、市長が設置することとなっているが、令和3(2021)年度については、「伊丹市いじめ問題に関する第三者調査委員会」の設置に至る案件なし。</p>	<p>(成果) 「伊丹市いじめ問題に関する第三者調査委員会」の設置に至る案件がなかったことが成果である。</p> <p>(課題) 特になし。</p>	なし
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)	

所管課	学校指導課	
実施施策	241 知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成	
事務事業	241170 伊丹市いじめ・不登校総合対策推進事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
<p>・いじめ防止対策推進法に基づき、平成26(2014)年4月に「伊丹市いじめ問題対策連絡協議会等条例」を定め、「伊丹市いじめ防止等対策審議会」や「伊丹市いじめ問題対策連絡協議会」、「伊丹市いじめ問題に関する第三者調査委員会」を設置し、これらの組織を活用しながら、全市的にいじめ防止等のためのより実効的な対策の推進(通年)。</p> <p>・「伊丹市いじめについて考える強化月間」として、「だんらんホリデー」チラシへのいじめに関する記事の掲載(7</p>	<p>(成果) 「いじめ防止フォーラム」をはじめ、様々な取組を実施し、いじめ防止に関して、市民や子どもが自ら考える機会を提供することができた。また、市民や子どもの声を取組に反映することができた。</p> <p>(課題) いじめ防止の取組について、さらに市民や子どもの声を反映させる必要がある。</p>	<p>いじめの未然防止、早期発見、早期対応の取組を推進する。教職員のいじめに対する対応力向上のための研修会等を実施する。子どもの声をより拾いやすくするため、アンケート調査方法等について検討する。</p> <p>いじめ防止等対策審議会を開催し、いじめ問題への取組の充実を図る。</p>

月)。 ・様々な立場の方々が参加する「伊丹市いじめ防止フォーラム」を開催し、市民総がかりでいじめに向きあい、協議する場の設定（11月）。		
【参考】 R4 (2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)	

⑤子どもの非行防止、健全育成活動の推進

所管課	こども若者企画課	
実施施策	222 子どもの見守りネットワークの整備	
事務事業	222030 青少年問題協議会の運営	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
・青少年問題協議会開催のもと、青少年の非行防止、いじめ防止、困難を有する若者の支援等について、調査、審議と行政機関相互の連絡調整。	(成果) 学識経験者・行政機関・関係団体・公募市民からなる青少年問題協議会を開催し、青少年の非行、いじめ、困難を有する若者に関する現状と対策について審議するとともに、関係機関との情報共有を図ることができた。 (課題) 特になし	青少年問題協議会を開催のもと、青少年の非行防止、いじめ防止、困難を有する若者の支援等について、調査、審議と行政機関相互の連絡調整を進める。
【参考】 R4 (2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)	

所管課	少年愛護センター	
実施施策	222 子どもの見守りネットワークの整備	
事務事業	222030 青少年健全育成関係広報啓発事業 222010 青少年街頭補導事業 222020 青少年健全育成・環境浄化事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
・毎月10日の広報車による啓	(成果)	青少年のSNSトラブル

<p>発や、広報紙「センター通信」等を5,500部発行し、市民の関心・意識を高め、DVD等を活用したスマホに関する問題の啓発の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域に密着した街頭補導と「愛の一声運動」の実施。 ・全市一斉愛護パトロール等、関係機関・団体との連携による問題行動の未然防止の実施。 ・愛護補導連絡会や学校補導連絡会を開催し、地域ぐるみの愛護活動の推進。 ・「白ポスト運動」による有害図書の回収や店舗の実態調査を市民と協働し実施。 <p>少年補導委員活動人数延べ4,428人。</p>	<p>「センター通信」を各学校、警察、自治会に配布し、青少年の健全育成に関して、啓発することができた。また、非行防止ポスター及びチラシを作成・配布し、地域の掲示板や公共施設に掲示する等、非行防止の啓発に努めた。</p> <p>「青少年街頭補導活動」や「白ポスト運動」等を展開し、子どもの非行防止、健全育成に寄与することができた。</p> <p>(課題)</p> <p>青少年によるSNSトラブルを防止するため、情報モラル教室の充実を図る必要がある。</p>	<p>を防止するために、啓発用DVD等を活用した情報モラル教室を積極的に各学校で実施する。</p> <p>少年補導委員による「愛の一声運動」を実施し、地域に密着した挨拶・声かけを青少年に行う。</p> <p>「白ポスト運動」による有害図書の回収や店舗の実態調査を市民と協働し実施する。</p>
<p>【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策</p>		
<p>人権教育・啓発の基本的な方策</p>	<p>(1)、(2)、(3)</p>	
<p>人権擁護に関する基本的な方策</p>	<p>(1)、(2)、(3)、(4)</p>	

⑥障がいのある幼児・児童・生徒への支援

<p>所管課</p>	<p>子育て支援課</p>	
<p>実施施策</p>	<p>221 子どもの居場所作りと自立支援</p>	
<p>事務事業</p>	<p>221123 放課後児童くらぶ管理運営事業</p>	
<p>R3(2021)年度の主な取組</p>	<p>成果及び課題</p>	<p>課題を踏まえた R4(2022)年度の取組</p>
<p>・障がい児も安心して児童くらぶを利用できるよう、必要に応じて支援児加配児童支援員を配置。児童くらぶの障がい児利用者数101人。</p>	<p>(成果)</p> <p>支援児加配児童支援員56名を配置して、良好な保育環境の確保に努め、多くの障がい児が児童くらぶを利用した。</p> <p>(課題)</p> <p>特になし。</p>	<p>障がい児が児童くらぶを安全に利用できるように支援児加配児童支援員を配置する。また医療的ケアが必要な児童の受け入れについても、関係機関と連携し受け入れを促進していく。</p>
<p>【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策</p>		
<p>人権教育・啓発の基本的な方策</p>	<p>(1)、(2)、(3)</p>	
<p>人権擁護に関する基本的な方策</p>	<p>(1)、(2)、(3)、(4)</p>	

所管課	学校指導課	
実施施策	243 特別支援教育の推進	
事務事業	243010 伊丹特別支援学校活性化事業 243040 特別支援教育推進事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・就学前から就労までの一貫した特別支援教育の推進をめざして、教育、医療、福祉、労働等の関係機関の担当者が集まり、平成20(2008)年3月に策定、令和2(2020)年7月に改訂した、改訂版「今後の特別支援教育のあり方」(基本方針)に基づき、校園内支援体制と具体的な指導支援の充実を図った。 ・インクルーシブ教育システムの構築に向けて、関係機関等との連携による一貫した支援により、特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒のみならず、すべての子どもについて自立の実現を目指している。 ・通常学級に在籍し発達に支援を要する児童生徒に対し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うための「特別支援教育支援員」の配置(通年)。 ・自然とのふれあいや社会性を養うこと等をめざして、伊丹特別支援学校小学部児童17人、中学部生徒5人、高等部生徒8人が「障害児の自然体験活動」の実施(10月)。 ・保護者との十分な話し合いのもと、就園・就学先との連携を進めるための教育支援委 	<p>(成果)</p> <p>個別の支援についての協議が活発に行われるなど特別な支援に対する認知をさらに進めることができた。</p> <p>個に応じたきめ細かな支援を行い、児童生徒の学習理解やコミュニケーションの支援をはじめ個々の課題解決に向けた支援を行うことができた。</p> <p>関係機関との連携を密にし、幼児児童生徒の実態に応じた就学(園)教育相談を行うことができた。</p> <p>(課題)</p> <p>研修を通して、さらに支援員の資質向上に努める必要がある。</p> <p>個別の教育支援計画の作成・活用について、支援の効果の検証に基づいた見直しを図るよう啓発していく必要がある。</p>	<p>伊丹市特別支援教育審議会を開催するとともに、改訂版「今後の特別支援教育のあり方」(基本方針)に基づいて、全市的に特別支援教育の充実を図る。</p> <p>発達障害等により、特別な支援を要する通常学級在籍の児童生徒に対し、学級担任の指導のもと、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行う。</p> <p>伊丹市教育支援委員会を開催し、適切な就学及び就学後の教育的支援について審議する。</p>

員会を実施。幼児・児童・生徒の実態に応じた適切な就園相談 77 件(前年度 94 件)・就学相談 292 件(前年度 284 件)に対応。		
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)	

所管課	幼児教育推進課	
実施施策	231 幼児教育・保育の充実	
事務事業	231163 統合保育事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
・公立幼稚園 8 園、公立認定こども園 3 施設および公立保育所(園)6 施設、私立保育園 4 施設において、個別に支援を必要とする幼児が、集団生活の中で他の幼児と共に育ち合い、幼児の成長を促進することを目的として、専門スタッフと連携しながら、276 人の児童を対象に、発達の状況に応じた支援を実施。	(成果) にじいろ保育実施の私立保育園が 1 園増加し、インクルーシブ教育の推進を図ることができた。 (課題) 支援を必要とする幼児への保育の質のさらなる充実が課題である。	担当者会や研修の場を通して資質向上を図る。
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)	

⑦家庭の子育て支援の推進

所管課	社会教育課	
実施施策	215 子育て・家庭教育の支援	
事務事業	215120 家庭教育推進事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
・毎月第 3 日曜日を家庭の日「だんらんホリデー」として、チラシ配布に加えイベントを開催することで、学習機会の増加を図った。また公共施設	(成果) 新型コロナウイルスの影響を受けながらも対策を講じ、家族のだんらの機会を提供することができ	家庭教育に関する効果的な情報発信・啓発の手法の検討を進める。

を無料開放し、6,993 人が利用。 ・小中学校入学前の保護者に向けた家庭教育学級を資料配布により実施。	た。 (課題) 家庭教育の啓発方法や内容に更なる工夫が必要である。	
【参考】 R4 (2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(3)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)	

所管課	公民館	
実施施策	261 多様な学習機会の提供	
事務事業	261050 講座等生涯学習活動支援事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
家庭の子育て支援の推進を図るため、以下の取組を実施。 ・子育てサロン 延べ 121 人参加 (4月 - 3月)。 ・親学サロン映画会 20 人参加 (10月)。 ・親学サロン 51 人参加 (9月)。 ・親カフェ 6 人参加 (1月)。	(成果) 子育てに関する市民ニーズに合ったテーマで実施したことで、多くの方の参加があり、多様な学習機会を提供することができた。 (課題) 一方で、参加者が少なかった講座もあった。より具体的なテーマ設定と PR の工夫が必要である。	子育ての負担軽減を図ることができるよう、実際の親の悩みに合ったテーマ設定の講座を実施するとともに、PR の工夫を図る。
【参考】 R4 (2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(2)	
人権擁護に関する基本的な方策	—	

⑧相談体制の充実と周知

所管課	こども福祉課	
実施施策	211 子どもの虐待防止体制の整備	
事務事業	211071 子ども家庭総合支援拠点事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
・子ども家庭総合支援拠点では、児童虐待等子どもを取り巻く様々な問題に対し、家庭その他からの相談に応じ、必	(成果) 令和 3 (2021) 年度より、子ども家庭総合支援拠点として事業を開始し、市バ	相談内容は多岐に渡り、様々な内容となっているため、今後も継続して、職員の資質向上を図

要な援助を実施。	<p>スにステッカーを貼るなど広く市民に周知することができた。人員を増員して体制を整えたことによって、相談に対し適切に対応することができた。</p> <p>(課題)</p> <p>特になし。</p>	<p>り、相談体制を維持していく。</p>
【参考】 R4 (2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)	

所管課	少年愛護センター	
実施施策	222 子どもの見守りネットワークの整備	
事務事業	222050 青少年問題相談事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
<p>・「子どもと保護者の悩み相談」による電話・来所・メールでの相談の受付。</p> <p>・学校からの依頼によるアウトリーチ型相談活動の実施。</p> <p>・なやみ相談クリアファイル作成部数 9,104 枚 (小1・5、中学校、特別支援学校)。</p> <p>なやみ相談カード作成部数 7,548 枚 (小2・3・4・6)</p> <p>電話相談 45 件、来所相談 45 件、メール相談 7 件。</p>	<p>(成果)</p> <p>なやみの相談クリアファイル、なやみ相談カードを作成・配布する等、児童生徒に広く相談事業の PR を行うことができた。悩みを抱える保護者や子ども等からの電話相談等に応じ、相談者の心のケアや状況の改善に努めた。</p> <p>(課題)</p> <p>相談内容が複雑多岐に渡るため、相談員のスキルアップを図る研修を充実させる必要がある。</p> <p>相談電話件数が減少傾向にあるため、広報啓発を積極的に進める必要がある。</p>	<p>相談窓口について学校、関係行政機関だけでなく、商業施設等にポスターを掲示するなどし、周知を図る。</p>
【参考】 R4 (2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)	

所管課	学校指導課	
実施施策	242 教育相談・支援体制の充実	
事務事業	242020 SC・SSW活用事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
<p>・スクールカウンセラーを全市立小・中・高等学校に配置し、児童生徒をはじめ教職員や保護者のカウンセリング及びカウンセリング・マインド研修や教育プログラムの実施（通年）。</p> <p>・社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有するスクールソーシャルワーカーを教育委員会事務局に4人配置し、不登校、虐待、問題行動等の背景にある学校、家庭における環境改善、課題解決に向け、関係機関と連携した取組の推進（通年）。</p>	<p>（成果） 各小中高等学校において、教職員向けのカウンセリング・マインド研修及び児童生徒または保護者向けの教育プログラムを、それぞれ年間2回以上実施し、心のケアの充実に努めることができた。</p> <p>（課題） いじめ、不登校、問題行動、虐待等の子どもたちを取り巻く様々な課題について、心理面、環境面からの支援を充実させる必要がある。</p>	<p>心の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関と連携しながら相談体制の充実に図る。</p>
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)	

所管課	総合教育センター	
実施施策	242 教育相談・支援体制の充実	
事務事業	242030 教育相談事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
<p>・臨床心理士による教育相談、発達相談、言語聴覚士によることばの支援教室の実施と精神科医による医療相談、小児科医による医療発達相談等を実施。</p>	<p>（成果） 面接相談を中心として、個々の相談内容に応じて支援を行うことができた。ケースカンファレンスやスーパービジョンをとおして、相談の方向性を検討し、相談員の資質向上を図ることができた。</p> <p>（課題）</p>	<p>多様化する相談内容に対応するため、関係機関との連携を強化するとともに、研修による相談員の資質向上をとおして、幼児児童生徒及び保護者の心の安定を図る教育相談を実施する。</p>

	特になし	
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)	

(3) 高齢者

高齢者個人の尊厳が尊重されながら自立し、安心した生活ができるよう地域づくりや支援体制を推進していくため、認知症高齢者の支援事業をはじめ、子どもと高齢者との世代を超えた交流を促進しました。また、高齢者虐待防止にかかる警察等の関係機関と連携体制の強化を行い、早期対応・再発防止を図るなど、人権教育・啓発及び人権擁護に取り組みました。

①高齢者の尊厳を保持する啓発の推進

所管課	介護保険課	
実施施策	341 高齢者の健康・生きがいづくりと介護予防	
事務事業	341100 家族介護教室事 341113 認知症相談支援等事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を介護している家族等を対象に家族介護教室を14回開催、166人参加。 ・認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する認知症サポーター養成講座を19回開催、344人参加。 	<p>(成果) 介護方法や介護者の健康づくり、認知症についての情報提供や知識の向上を図ることができた。</p> <p>(課題) 高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らせるための環境づくりを目指して、介護者への情報提供や地域住民の更なる理解促進が必要である。</p>	<p>支援が必要な高齢者の住み慣れた地域における生活を支援する地域包括ケアシステムの構築をめざして周知を図る。</p>
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)	
人権擁護に関する基本的な方策	—	

②共に生きる社会を目指す福祉教育の推進

所管課	学校指導課	
実施施策	241 知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成	
事務事業	241160 「トライやる・ウィーク」推進事業 251040 町の先生制度事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・小学校において、社会科や総合的な学習の時間に地域の高齢者から昔の話や遊びにつ 	<p>(成果) 小学校の昔のくらしの学習では、人々の生活の様</p>	<p>「町の先生制度事業」を活用し、地域でともに暮らす様々な立場の</p>

<p>いて聞く会を位置づけた交流の実施(各学校において実施月は異なる)。</p> <p>・中学校2年生を対象とした地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」の実施(11月、12月)。</p>	<p>子に移り変わってきたことや、人々の暮らしの中の知恵や工夫について学びを深めるとともに、高齢者の方々と世代を超えて学ぶ機会とすることができた。</p> <p>トライやる・ウィークでは各中学校において、状況に応じた体験活動を行うことができた。</p> <p>(課題)</p> <p>子どもと高齢者との交流で人権意識の向上を図れるよう、持続可能な事業の工夫が必要である。</p>	<p>方々との交流や学習を進める。</p>
<p>【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策</p>		
<p>人権教育・啓発の基本的な方策</p>	<p>(1)、(2)</p>	
<p>人権擁護に関する基本的な方策</p>	<p>—</p>	

③高齢者の権利擁護の推進

<p>所管課</p>	<p>地域・高年福祉課</p>	
<p>実施施策</p>	<p>332 地域福祉支援体制 342 高齢者の生活支援</p>	
<p>事務事業</p>	<p>332010 権利擁護支援事業 342010 高齢者虐待防止ネットワーク事業 342030 成年後見制度利用支援事業(高齢者)</p>	
<p>R3(2021)年度の主な取組</p>	<p>成果及び課題</p>	<p>課題を踏まえた R4(2022)年度の取組</p>
<p>・福祉権利擁護センターにおいて、権利擁護に関する相談支援を実施。相談件数923件、内、法的支援ケース34件。</p> <p>・高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催し、高齢者虐待に関する情報共有と対応策等の検討。開催回数1回。</p>	<p>(成果)</p> <p>本人や家族、関係機関等から相談を受けし、法律職の派遣を実施し、高齢者の権利擁護を推進することができた。</p> <p>高齢者虐待防止にかかる警察等の関係機関と虐待事例の共有を行うなど、連携体制の強化を行い、早期対応・再発防止を行うこ</p>	<p>福祉権利擁護センターにおいて権利擁護に関する相談支援を実施する。</p> <p>高齢者虐待に関する情報共有と対応策等の検討を行う。</p> <p>認知症高齢者など判断能力が十分でない方の権利擁護のため、成年後見制度の利用に係る</p>

	とができた。 成年後見人等を必要とする高齢者を支援機関を通じて把握し、成年後見人等の選任に繋げるとともに、申立費用及び後見人等へ報酬を補助することで、高齢者の権利擁護を図ることができた。 (課題) 特になし。	申立費用及び後見人等への報酬補助金を支給する。
【参考】 R4 (2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(4)	

④高齢者の社会参加、生きがいづくり、就労のための支援

所管課	地域・高年福祉課	
実施施策	341 高齢者の健康・生きがいづくりと介護予防	
事務事業	341010 高齢者いきがい活動支援事業 341020 高齢者就労支援事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
・補助を通じて老人クラブ連合会、単位老人クラブの活動を支援し、高齢者の生きがいと健康づくり活動の支援。 ・高齢者の就業機会を確保し、知識と経験の活用と社会参加の促進を図るため、シルバー人材センターの活動に対し、補助の実施。	(成果) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業が中止や縮小となったほか、老人クラブの会員数も減少傾向のなかにおいても、高齢者の生きがいと健康づくりに取り組み、高齢者を支援することができた。 (課題) 特になし。	補助を通じて老人クラブ連合会、単位老人クラブの活動を支援し、高齢者の生きがい活動を支援する。 高齢者の就業機会を確保し、知識と経験の活用と社会参加の促進を図るため、シルバー人材センターの活動に対し、補助を実施する。
【参考】 R4 (2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)	
人権擁護に関する基本的な方策	(3)	

⑤福祉のまちづくりの推進

所管課	地域・高年福祉課	
実施施策	332 地域福祉支援体制の整備	
事務事業	332040 地域福祉活動体制整備事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
・地域見守り協定事業への登録を促進するため、ホームページやSNSを活用した周知啓発。	(成果) 事業所と連携をとりながら、事業所による地域福祉活動の促進を図ることができた。 (課題) 特になし。	ホームページやSNSを活用し周知啓発を図り、地域見守り協定事業への登録を促進する。
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)	
人権擁護に関する基本的な方策	—	

⑥相談体制の充実と周知

所管課	介護保険課	
実施施策	343 介護サービスの充実	
事務事業	343073 地域包括支援センター管理運営事業 343090 認知症相談支援等事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
・9か所の地域包括支援センターと伊丹市地域包括支援センター（基幹型）では、高齢者の権利擁護をはじめとして、介護・福祉サービス、健康維持等暮らしに関わる様々な相談に対応。 ・認知症にやさしい地域づくりをめざすことを目的として、認知症に関する相談に対応。	(成果) 高齢者の介護や福祉をはじめとする相談窓口として地域包括支援センターが浸透しつつある。 (課題) 地域包括支援センターについて更に広く周知を図る必要がある。	認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会をめざし認知症の人や家族の視点を重視した周知を図る。
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)	

(4) 障がい者

障がいのある人に対する理解と認識を深め、障がいの有無にかかわらず地域での交流や、障がい者本人の自己決定を尊重し支援していくため、障害福祉センター（アイ愛センター）を活用した啓発・交流事業の展開や、成年後見制度の実施、就労系事業を通じて、一般就労が困難な障がい者の社会参加を図るなど、人権教育・啓発及び人権擁護に取り組みました。

①自立と社会参加の促進を目指す啓発等の推進

所管課	障害福祉課	
実施施策	352 障がい者の地域生活支援体制の整備	
事務事業	352130 障害者福祉センター管理運営事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者福祉センター(アイ愛センター)を障害者施策の中核施設として、福祉情報の提供、交流・啓発事業、生活支援事業等、障がい者の自立と社会参加の促進を図る様々な事業を展開。 ・ 障害者福祉センター機関紙「ポテトサラダ」を発行し、市内各関係機関へ配布。 	<p>(成果)</p> <p>広く市民に自立と社会参加の促進を目指す各種事業の啓発ができた。</p> <p>(課題)</p> <p>オンライン等の活用が、まだまだ少ない部分がある。</p>	<p>今後オンライン等も積極的に活用して啓発していく。</p>
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)	
人権擁護に関する基本的な方策	—	

②障がい者の権利擁護の推進

所管課	障害福祉課	
実施施策	351 障がい者の権利擁護と相談支援体制の整備	
事務事業	351010 成年後見制度利用支援事業(障がい者) 351040 障害者虐待防止対策整備事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度利用支援事業では申立費用補助を2件、報酬補助を6件実施。 ・ 伊丹市障害者虐待防止センターでは36件(前年度30件)の障害者虐待通報を受理 	<p>(成果)</p> <p>成年後見制度については、親族等からの申し立てや制度を既に利用している人への報酬補助を適切に行うことで、引き続き地</p>	<p>成年後見制度については、適切な補助等を行う。</p>

し、相談に対応するとともに、障害者虐待防止体制整備のため障害者虐待防止連絡会を開催。 ・施設従事者による虐待のあった事業所に対して、再発防止のため、フォローアップ調査を実施。	域で自分らしく生活できる体制の支援を行うことができた。 (課題) 特になし	
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(4)	

③就労等自立支援の取組

所管課	障害福祉課	
実施施策	352 障がい者の地域生活支援体制の整備	
事務事業	352163 障がい者就労支援事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が職業準備性の向上を図るため、市役所等で一定期間、洗車や事務作業等の体験を行う障害者就労チャレンジ事業を実施。体験者 12 人。 ・障害者福祉センター(アイ愛センター)の清掃・管理業務について社会福祉協議会への委託により障害のある方を引き続き雇用し、その他公共施設の清掃・維持管理業務を障害者就労継続支援事業所等へ委託し、障がい者の就労を促進。 ・障害者就労施設への発注拡大を図るため、本市行政職員と市内障害者就労施設との情報交換会(お見合い会)、自治会向けの情報交換会(お見合い会)を開催。 ・伊丹市福祉部連絡会に出席 	<p>(成果)</p> <p>就労系事業を通じて、一般就労が困難な障がい者の社会参加を図るとともに、将来の自立に向けた支援を図ることができた。</p> <p>(課題)</p> <p>障がい者にはそれぞれ個性や障害特性があり、その適性を見極めて支援する必要がある。</p>	<p>障がい者それぞれの希望や障害状況等を把握し、適切な支援につなげる。</p>

し、市内の障害者就労施設や提供できる物品・サービスについてPRを行い、障がい者の工賃向上および受注の促進に寄与。 ・調達実績は、役務の調達額17,281,837円、物品の調達額914,543円、全体の調達額18,196,380円。		
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)	
人権擁護に関する基本的な方策		—

④福祉のまちづくりの推進

所管課	障害福祉課	
実施施策	352 障がい者の地域生活支援体制の整備	
事務事業	352033 障がい者地域生活支援事業 352090 障がい者日常生活支援事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
・障がい者が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができる環境を整備するため、住宅改造助成事業を実施。利用実績1件。 ・手話通訳士を市役所に設置し、要約筆記者・手話通訳者の派遣を実施。	(成果) 各種障がい特性に応じた適切な対応を行うことができた。 (課題) 遠隔手話サービスの利用促進等、コミュニケーション支援の充実や、日常生活用具の支給要件の見直しをする必要がある。	障がい者の特性に応じた適切な対応を行う。
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)	
人権擁護に関する基本的な方策		—

⑤相談支援体制の充実と周知

所管課	障害福祉課	
実施施策	351 障がい者の権利擁護と相談支援体制の整備	
事務事業	351030 障がい者相談支援事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組

<p>・市内4か所に相談支援事業を委託し、障がい者やその家族等からの幅広い相談に応じ、必要な情報提供や生活全般に関する相談支援を実施。相談者4,675人。</p> <p>・平成24(2012)年4月の改正障害者自立支援法施行により創設された、障害福祉サービス等の利用希望者の相談に専門に応じる指定特定相談支援事業者を指定し、計画相談が受けられる環境を整理。市内指定特定相談支援事業者16か所。</p>	<p>(成果)</p> <p>市内4相談支援事業所において、障がい者やその家族からの様々な相談に応じ、適切に支援できた。</p> <p>(課題)</p> <p>相談支援従事者の資質向上である。</p>	<p>今後も増加が予想される相談件数に対応するための相談支援に携わる事業所の人材を育成する。</p>
<p>【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策</p>		
<p>人権教育・啓発の基本的な方策</p>	<p>(1)、(3)、(4)、(5)</p>	
<p>人権擁護に関する基本的な方策</p>	<p>(1)、(2)、(3)、(4)</p>	

(5) 同和問題

同和問題の正しい理解の促進と差別解消に向け、市民・職員・教職員の人権意識の向上を図る研修会や、伊丹市人権・同和教育研究協議会各部会で同和問題をはじめとする様々な人権問題に対する研修会を実施し、人権意識・知識の向上を図りました。

また、人権啓発センターで子どもや保護者に対する学習会の実施や、地域の伝統文化を学ぶスマイルクラブなどを実施し、地域や様々な立場の人に人権を学べる機会を提供するなど、広く市民・職員・教職員の人権教育・啓発を推進しました。

①人権を尊重する教育の推進

所管課	総合教育センター	
実施施策	244 教職員の資質向上	
事務事業	244030 教職員指導力研修等事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
・教職員の識見を高め、教育活動に活かすため、新規採用教員等人権教育研修会やグループ討議の実施。	(成果) 教職員の人権意識の向上を図ることができた。 (課題) 今後も継続的に、教員の資質を高めていく必要がある。	同和問題をはじめとする多様な人権問題に対する研修を実施する。
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	—	

②差別意識の解消に向けた啓発の推進

所管課	同和・人権・平和課	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271020 人権教育・啓発推進事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
同和問題に対する正しい理解を広げるため、以下の取組を実施。 ・同和問題をはじめ、様々な人権問題に関するパネル展(12月)を実施。 ・市民・職員向け人権啓発研修会を実施(3月)。57人参加。	(成果) 同和問題に対する正しい理解を広げ、人権意識・知識の向上を図ることができた。 (課題) 同和問題の現状と課題の理解の深化のため、内容等の工夫が必要である。	同和問題に対する市民の理解の広がりのため、分かりやすい内容の研修の実施や、多くの市民参加が得られるよう、周知を工夫し、啓発していく。

【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策

人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)
人権擁護に関する基本的な方策	—

③交流・協働の推進

所管課	人権啓発センター	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271030 人権啓発センター管理運営事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
<p>いわゆる同和地区に対する偏見や差別意識を解消するため、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ふれあいセンター事業 健康体操やビリヤード・囲碁・将棋、健康生活講座などを通して、高齢者が集い、人権と健康を大切にす「ふれあい交流の場」としての事業を実施。利用者数7,545人。 ぎょうぎ温泉事業 市民の健康維持および地域交流を目的とした公衆浴場を運営。利用者数20,843人。 	<p>(成果)</p> <p>感染症拡大防止に重点を置いた施設管理運営を行った。その成果として、ふれあいセンター全体の利用者数は前年度比9.4%の増加となった。</p> <p>また、他部局と連携し、オンラインを活用した生活教養講座(振り込め詐欺防止など)を開催し、関心の高いテーマについて学んだ。</p> <p>(課題)</p> <p>利用者数の回復が課題である。</p>	<p>コロナ禍の状況をふまえつつ、高齢者の健康づくりと憩いの場として、安全・安心な施設管理と、人権学習会や健康講座などの事業を展開し、利用者数の回復をめざす。</p>
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(3)	
人権擁護に関する基本的な方策	—	

④事業者等の啓発活動の推進

所管課	人権教育室	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271020 人権教育・啓発推進事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
<ul style="list-style-type: none"> 差別のない明るい職場づくりを進めるため、以下の取組を実施。 伊丹市人権・同和教育研究 	<p>(成果)</p> <p>伊丹市人権・同和教育研究協議会企業部会内で、当該協議会の設立の経緯が</p>	<p>伊丹市人権・同和教育研究協議会企業部会内の研修を実施し、人権意識の向上を図る。</p>

<p>協議会企業部会において、同和問題を含む、様々な人権問題に対する学習を実施。市内の加盟企業数 56。</p>	<p>同和問題を解決していくためのものであったことを見つめ直すとともに、コロナ禍で世界的に関心が高まった「女性の貧困」とそれに関わって話題となっている「生理の貧困」について理解を深めることができた。</p> <p>(課題)</p> <p>本市の人権尊重のまちづくりの実現のため、企業の人権意識の向上をめざし、様々な人権問題の現状と課題を知る機会を提供していく必要がある。</p>	
<p>【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策</p>		
<p>人権教育・啓発の基本的な方策</p>	<p>(1)、(2)、(3)、(4)</p>	
<p>人権擁護に関する基本的な方策</p>	<p>—</p>	

⑤人権啓発センターにおける活動の推進

<p>所管課</p>	<p>人権啓発センター</p>	
<p>実施施策</p>	<p>271 人権教育・啓発の推進</p>	
<p>事務事業</p>	<p>271030 人権啓発センター管理運営事業</p>	
<p>R3(2021)年度の主な取組</p>	<p>成果及び課題</p>	<p>課題を踏まえた R4(2022)年度の取組</p>
<p>人権啓発の住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニティセンターとして、人権問題解決のため、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権センターでは識字教室、パソコン教室などの人権文化市民講座を実施。延べ参加者数 234 人。 ・児童館では就学前の子どもを対象とした人権講座「ミニジョイクラブ」、小学生を対象とした「スマイルクラブ」「三味線クラブ」などの「ジョイ 	<p>(成果)</p> <p>あらゆる世代を対象に、人権啓発を目的とした、様々な形の体験型学習事業を展開し、人権教育・啓発を推進することができた。</p> <p>特に児童館では、家庭だけではなく、地域や様々な立場の人たちが人権について学び、意見交換し、人権感覚を磨くことができた。</p> <p>(課題)</p>	<p>人権啓発の拠点として、広く市民が人権について学び、語り合える事業を展開する。</p>

ントクラブ」、など体験型人権学習事業を実施。延べ参加者数 1,655 人。また、保護者対象の「きらり学舎」(延べ参加者 23 人)、家庭・地域・学校・行政対象の『「ふらっと」人権学習会」(延べ参加者 95 人)、大人向けの三味線講座(延べ参加者 187 人)を実施。	事業内容の更なる充実と PR により参加者を増やすことが課題である。	
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(3)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(3)	

⑥相談体制の充実と周知

所管課	同和・人権・平和課/人権啓発センター	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271030 人権啓発センター管理運営事業 271050 人権擁護・相談支援事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
人権に関する様々な相談に対応するため、以下の取組を実施。 ・人権センター窓口・電話において、市民からの様々な生活相談、人権相談に対応。行政サービスや制度等の情報提供を行い、必要に応じて関係部局・機関と連携して、問題解消に向けた支援を実施。 ・人権擁護委員による人権相談を予約制(月2回)で実施(場所は、人権啓発センター、市民相談課)。延べ相談件数 184 件。	(成果) 市民からの相談に対し、適切な情報提供と関連部局等との連携を行い、支援することができた。 (課題) 複合的な相談に対応するため、様々な人権問題についての知識や情報を更新していく必要がある。	複合的な相談に対応するため、人権や福祉・税金などの行政情報を把握し、また職員の相談対応能力の向上を図りながら、市民が安心して気軽に相談できる窓口体制をめざす。
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)	

(6) 外国人

外国人が孤立することなく、安心して生活できるよう、外国人の人権や多文化共生に関する講演会、パネル展、交流会等を開催し、多文化共生の意識づくりや異文化理解の促進を図りました。また、多言語に対応したテレビ電話通訳サービスを新たに導入し、相談体制を充実しました。各学校で外国の料理や遊びによる体験学習や調べ学習等を通して、多文化共生教育を推進しました。

①国際化にふさわしい人権意識の育成を目指す啓発推進

所管課	同和・人権・平和課	
実施施策	291 多文化共生・平和の推進	
事務事業	291013 多文化共生啓発・交流等事業 291030 市民活動支援事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
<p>多文化共生人権意識の育成のため、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人の人権と多文化共生の意識啓発講演会（講師：サヘル・ローズさん、テーマ：出会いこそ生きる力）を開催。参加 114 人（12 月）。 ・パネル展、異文化講座等、集客型の多文化共生イベント（つながる！ひろがる！みんなの文化～共に生きる多文化のまち～）を開催。参加 566 人（12 月）。 ・日本語ボランティア養成講座等を開催。延べ参加者 177 人（8、10～12 月）。 ・中国語講座を実施。延べ参加者 95 人（9～3 月）。 	<p>（成果） 新たな市主催による多文化共生意識啓発講演会を行う等、多文化共生の意識啓発を推進した。</p> <p>（課題） より多くの人々に事業参加してもらい、多文化共生の意識づくりを行うことである。</p>	<p>啓発事業を実施していくとともに、日本語ボランティアの養成については、経験者の学び直しの機会を提供できるものとする。</p>
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	—	

②多文化共生教育の推進及び外国人児童・生徒への支援

所管課	学校指導課
実施施策	241 知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成
事務事業	241220 佛山市学生代表団受入及び中学生派遣事

		業 241340 外国人児童生徒等受入事業
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
<p>・市内小・中・特別支援学校国際理解教育担当者会において、各校の状況を共有(9月)。</p> <p>・本市国際友好都市の中国・佛山市との交流について、東中学校においてオンライン交流会を実施(11月)。</p> <p>・日本語指導や適応指導を必要とする外国人児童生徒が在籍する学校園に対して適応指導員を派遣し、個別指導及び同室複数指導を行うとともに、心のケア等の支援を実施(通年)。</p> <p>・指導員14人を、小学校14校、中学校3校に派遣し児童生徒対象に日本語指導・適応指導を実施(通年)。</p>	<p>(成果)</p> <p>各校において、特別の教科道徳、各教科、総合的な学習の時間において、諸外国の料理や遊びによる体験学習や調べ学習等を通して、多文化共生教育を推進した。</p> <p>コロナ禍により、佛山市からの受入及び本市からの派遣が中止となった中、交流会を計画・実施できた。</p> <p>(課題)</p> <p>国際理解教育において、各校の取組の情報共有を中心とした小・中学校の連携が必要である。</p> <p>さらに両市の学生間交流が深まるようなプログラムの充実や、派遣や受入ができないときに交流方法の研究が必要である。</p> <p>支援が必要な言語の多様化や、年度途中の編入に対応できるよう、指導員の更なる人材確保が必要である。</p>	<p>各学校においては、道徳や総合的な学習の時間等において計画的・系統的に国際理解教育を実施し、差別や偏見を取り除き、正しい認識のもと、外国人児童生徒が自らの民族に誇りを持ち生活できるよう、一人ひとりが理解・尊重し合える学校・学級づくりを推進する。また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を考慮しながら、伊丹市と佛山市の生徒交流の方法を検討し、実施する。</p> <p>今後も、日本語指導や適応指導を必要とする外国人児童生徒が在籍する学校に対して適応指導員を派遣し、日本語指導が必要な児童生徒とその保護者が生活面・学習面において円滑に適應できるよう、支援を行っていくとともに、すべての児童生徒が自分の国や文化に誇りを持ち、他国の文化を受け入れ、豊かに共生できるよう、国際理解教育も推進する。</p>
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)	
人権擁護に関する基本的な方策		—

③出会いと交流の場づくり

所管課	同和・人権・平和課	
実施施策	291 多文化共生・平和の推進	
事務事業	291013 多文化共生啓発・交流等事業 291040 国際姉妹・友好都市交流事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
外国人と日本人の交流促進を図るため、以下の取組を実施。 ・既存事業を活用し、防災をテーマとして、外国人と日本人のグループワーク等を通じた交流会や新たな外国人と日本人との交流会を実施。参加59人(11月、3月)。	(成果) コロナ禍の中、創意工夫して、交流会を実施し、外国人の孤立防止や居場所づくりに寄与した。 (課題) 定期的な交流会の開催をしていく必要がある。	既存事業の活用や、新たな市民団体との連携により、定期的な交流会等を開催する。
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)	
人権擁護に関する基本的な方策	—	

④就労・住宅問題への取組

所管課	同和・人権・平和課	
実施施策	291 多文化共生・平和の推進	
事務事業	291020 外国人生活支援事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
外国人の生活支援等のため、以下の取組を実施。 ・市内関係部局や、関係機関と連携し、支援(相談対応)を実施。3件(通年)。	(成果) 内外の担当窓口と適切に連携することができた。 (課題) 更なる連携とニーズ把握が必要と考える。	関係部署、機関等と連携すると共に、ニーズ把握等に努め、対応する。
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)	
人権擁護に関する基本的な方策	—	

⑤市政への参画の推進

所管課	同和・人権・平和課/人権教育室	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271020 人権教育・啓発推進事業	

R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
外国人市民の市政参加の推進のため、以下の取組を実施。 ・伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針(案)では、外国人市民を含む全ての市民に対しパブリックコメントを実施。	(成果) 外国人市民の市政へ参画する機会となり、意見を聴取することができた。 (課題) 外国人市民の市政への参画を推進していく必要がある。	外国人市民の市政への参画の方法を検討する。
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(4)	

⑥相談体制等の充実、日本語学習及び多言語等による情報提供の推進

所管課	同和・人権・平和課	
実施施策	291 多文化共生・平和の推進	
事務事業	291020 外国人生活支援事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
外国人の相談対応、日本語学習、情報提供のため、以下の取組を実施。 ・テレビ電話通訳システム等を導入し、外国人の相談対応を充実。相談件数140件(通年)。 ・市民団体と協働で、日本語教室を開催。参加延べ人数691人(外国人学習者335人、ボランティア356人)。 ・自動翻訳システムを用いて、市HPの翻訳サービス(英語・中国語・韓国語)を提供。アクセス数1,533件(通年)。	(成果) 庁内連携や、テレビ電話通訳の導入により、相談件数が増加した。 日本語教室については、コロナ禍中、日本語教室を継続し、日本語能力の向上と繋がりづくりに寄与した。 (課題) 相談窓口の更なる周知をしていく必要がある。	相談については、多言語対応を継続するとともに、相談窓口を周知する。 日本語教室については、外国人の増加が予測されるため、市民団体と連携し、外国人学習者の日本語能力に応じた、きめ細かな学習内容を提供する。
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)	

(7) HIV感染者・ハンセン病患者等

感染症に関する正しい知識や情報の発信を実施していくため、新型コロナウイルス感染症に係る偏見や差別防止の啓発を実施したほか、児童生徒に対して感染症の正しい知識と情報を発信するなど、広く市民に対して人権教育・啓発を推進しました。

①HIV感染者・ハンセン病患者等への理解を深める啓発活動の推進

所管課	人権啓発センター/同和・人権・平和課	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271020 人権教育・啓発推進事業 271030 人権啓発センター管理運営事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
<p>感染症に関する正しい理解への啓発のため、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権センターにて、ハンセン病患者への理解を深める啓発冊子の布置、新型コロナウイルス感染症に対する偏見や差別防止に関するパネルを常時展示。 ・新型コロナウイルス感染症に関する人権配慮チラシを、イベント時に配布・掲示。 ・市広報に「STOPコロナ差別 STOP人権侵害」と題して随時掲載。 	<p>(成果) 常時布置・展示をすることで、感染症への偏見・差別防止を市民に周知することができた。</p> <p>(課題) 感染症に関する正しい情報を提供し、誤認識による偏見や差別を解消する取組を行う必要がある。</p>	<p>市民生活に大きな影響を及ぼしている感染症に対する正しい理解を求め、偏見や差別を解消する取組を行う。</p>
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策		
人権擁護に関する基本的な方策		

②学校等における健康教育の推進

所管課	保健体育課	
実施施策	241 知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成	
事務事業	241320 健康教育推進事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・「性に関する指導」等の研修会の充実。 ・「ほけんだより」等を通じ 	<p>(成果) エイズをはじめとする感染症の予防と、患者・</p>	<p>エイズをはじめとする感染症への理解を広げたり、深めたりするた</p>

<p>て、子どもたちに正しい知識・情報を伝達。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「H I V検査普及週間」及び「エイズ予防月間」の活用。 ・「世界エイズデー」ポスターコンクールの周知。 	<p>感染者に対する偏見や差別をなくすよう正しい知識の普及・啓発を図ることができた。</p> <p>(課題)</p> <p>感染症へのさらなる理解を深めるための健康教育の内容等の工夫が必要である。</p>	<p>め、研修会や各種取組への参加が得られるよう周知を徹底する。</p>
<p>【参考】 R4 (2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策</p>		
<p>人権教育・啓発の基本的な方策</p>	<p>(2)、(3)</p>	
<p>人権擁護に関する基本的な方策</p>	<p>—</p>	

(8) 高度情報化社会の進展に伴う人権問題

拡大するインターネットの人権侵害について、効果的・効率的な取組を推進していくため、生徒指導担当者会において SNS やスマートフォンの使用によるインターネット上の人権侵害の情報を共有したほか、児童生徒に対し悩み相談チラシを配布しました。また、職員によるインターネットモニタリング事業を実施し、差別書込みの削除要請をしたほか、人権フェスティバルの実行委員に対してインターネットモニタリング研修会を実施し、職員の人権意識向上を図るなど、広く児童生徒を含む市民・職員に対して人権教育・啓発及び人権擁護に取り組みました。

①学校等における情報モラルの育成

所管課	学校指導課	
実施施策	241 知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成	
事務事業	241170 伊丹市いじめ・不登校総合対策推進事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導担当者会において、SNS やスマートフォンの使用によるインターネット上の人権侵害について等、情報交換の実施(4月、5月、6月、7月、9月、10月、11月、1月、2月)。 ・SNS 悩み相談チラシの配布(4月)。 ・警察等関係機関からの啓発チラシなどの配布(3月)。 	<p>(成果)</p> <p>生徒指導担当者会にて、インターネットによる諸問題や SNS トラブルの実際の事例を共有し、正しい使い方など情報モラルの育成を進めていくことについて共通理解できた。</p> <p>(課題)</p> <p>家庭でのルール作りやネットいじめなどの防止に向けて周知を図っていく必要がある。</p>	<p>「伊丹市ネットいじめ対応マニュアル」などの啓発を行い、子どもの取り巻くスマートフォンやインターネットに係る諸問題に対して、被害防止のための取組を進める。</p>
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(2)	
人権擁護に関する基本的な方策	—	

②インターネット上の人権侵害事象への適切な対応

所管課	同和・人権・平和課/人権啓発センター/人権教育室	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271050 人権擁護・相談支援事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
インターネット上の人権侵害事象の対応をするため、以	<p>(成果)</p> <p>計画的に実施し、差別書</p>	<p>インターネットモニタリング事業を充実さ</p>

<p>下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット掲示板上の差別書き込み等の早期発見と拡散防止を図るため、インターネット掲示板のモニタリングの実施。 ・人権フェスティバル実行委員会の市実行委員に対してインターネットモニタリング研修会の実施。 ・削除要請に当たっては、法務局と連携して対応。 <p>年間 36 回/3 課 削除要請 4 年、内 1 件削除</p>	<p>書き込み等の早期発見と拡散防止を図ることができた。</p> <p>(課題)</p> <p>インターネットモニタリング事業を更に充実させるため、実施内容や方法等を見直す必要がある。</p> <p>差別書き込みはあらゆるサイトに存在する可能性があるため、多角的な検索方法などのスキルアップが必要である。</p>	<p>せるため、実施回数や検索方法などを見直し、実施する。</p> <p>インターネットは即時性・拡散性があり、差別書き込みへの早期対応はとても重要であるため、担当職員間で連携し、より多くの職員がモニタリング事業に関わる仕組みづくりを行う。</p>
<p>【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策</p>		
<p>人権教育・啓発の基本的な方策</p>	<p>—</p>	
<p>人権擁護に関する基本的な方策</p>	<p>(4)</p>	

(9) 北朝鮮拉致被害者に関する問題

拉致問題についての現状を深める機会として、パンフレットの布置やポスター掲示、市ホームページにおいて、「拉致問題解決のための署名活動」を掲載し、署名用紙のダウンロード及び「救う会」ホームページをリンクし、市民へ啓発しました。

所管課	人権啓発センター	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271030 人権啓発センター管理運営事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
<p>北朝鮮拉致問題への関心と認識を深めるため、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府拉致問題対策本部提供の「北朝鮮による日本人拉致問題 一日も早い帰国実現に向けて！」等のパンフレットを布置。 12月の北朝鮮人権侵害問題啓発週間におけるポスターを掲示し、拉致問題の現状や政府の動向について啓発を実施。 	<p>(成果)</p> <p>年間を通じて、市民への継続的な啓発を行うことができた。</p> <p>(課題)</p> <p>政府レベルの人権課題であるが、市民に対しても周知すべき重要な課題である。各種資料の掲示等だけではなく、講演会の開催を行う必要がある。</p>	<p>市民にとって重要な人権課題として、各種展示を継続し、拉致問題に関する視聴覚教材(DVD)のPRを行い、啓発を行う。</p>
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)	
人権擁護に関する基本的な方策		—

所管課	同和・人権・平和課	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271020 人権教育・啓発推進事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
<p>北朝鮮拉致問題への関心と認識を深めるため、以下の取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 市ホームページにおいて、「拉致問題解決のための署名活動」を掲載し、署名用紙のダウンロード及び「救う会」ホームページをリンク。 	<p>(成果)</p> <p>市ホームページに掲載することで、閲覧する市民に対して周知することができた。</p> <p>(課題)</p> <p>様々な機会を通じて、啓発をしていく必要がある。</p>	<p>人権に関するイベントなど、様々な機会を通じて啓発をしていく。</p>

【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)	
人権擁護に関する基本的な方策		—

(10) その他の人権問題

性の多様性に関する人権問題について、市民・職員向け人権啓発研修会の実施や、小学校、中学校の児童生徒に対して性の多様性に関する授業を実施するなど、人権意識・知識の向上を図りました。

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を求める社会を明るくする運動の実施や、自殺予防対策の推進のため職員を対象にゲートキーパー養成研修の実施に加え、犯罪被害者等支援制度の啓発イベントを実施するなど、人権教育・啓発を推進しました。

所管課	同和・人権・平和課	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271020 人権教育・啓発推進事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
性の多様性に関する啓発と理解促進のため、以下の取組を実施。 ・阪神7市1町によるパートナーシップ制度の連携協定を締結(4月)。 ・様々な人権問題に関するパネル展(12月)を実施。 ・市民・職員向け人権啓発研修会を実施(8月) 71人参加。	(成果) 性の多様性に対する正しい理解を広げ、人権意識・知識の向上を図ることができた。 (課題) 性の多様性の現状と課題の理解の深化のため、内容等の工夫が必要である。	性の多様性に対する市民の理解の広がりのため、研修会において、理解の深化のための工夫と、多くの市民参加が得られるよう更なる周知を図り実施する。
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)	

所管課	健康政策課	
実施施策	313 正しい健康知識の普及啓発	
事務事業	313010 成人健康教育事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
・市職員対象の研修を実施。 9月に自殺予防週間に合わせて、自殺対策の推進に関する動画を配信し、436名が視聴。 1月にゲートキーパー養成研修を感染症対策としてオンラ	(成果) 研修に加えて、動画配信をしたことで多くの職員に自殺対策の普及・啓発ができた。 (課題)	市職員においては、様々な場面でゲートキーパーの役割を担うことができるように引き続き研修、動画の配信を実施し、普及・啓発を推

インで実施し、54名が受講。	知識の定着のため、今後も研修を継続する必要がある。	進ずる。
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)	

所管課	学校指導課	
実施施策	241 知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成	
事務事業	—	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえたR4(2022)年度の取組
・性的指向・性別違和に対する差別解消を目指し、学習指導案並びに教材を作成し、小学校(低学年・中学年・高学年)、中学校(1年生)の児童・生徒対象の授業の実施(各学校において実施月は異なる)。	(成果) 性の多様性にかかる授業について、全小中学校で実施することで、性的指向・性別違和に関する理解を広げることができた。 (課題) すべての児童生徒が性の多様性に関して発達段階に応じた取組を継続する必要がある。 その他の人権課題に関する理解を広げる必要がある。	性の多様性に係る授業の継続及び、他の人権課題に関する周知を図る。
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)	

所管課	公民館	
実施施策	261 多様な学習機会の提供	
事務事業	261050 講座等生涯学習活動支援事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえたR4(2022)年度の取組
様々な人権を考える機会として以下の取組を実施。 ・人権セミナー 59人参加(7月、8月)。 ・長谷川美折写真展 2,287	(成果) 自分の周りに存在する「当たり前」、身の回りにある生きづらさや差別について、様々な角度から考	様々な角度から人権について考える機会を提供する。 人権知識の深化のため、参加者間の情報共有

人來場(11月-12月)。 ・人権映画会 18人参加(12月)。 ・人権トークショー 18人参加(12月)。 ・SDGs映画会 延べ72人参加(7月-1月)。	える機会を持つことができた。 (課題) より有効的な啓発の手法を考える。	ができる機会を持つ。
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)	
人権擁護に関する基本的な方策		—

所管課	同和・人権・平和課	
実施施策	132 地域防災力の強化	
事務事業	132040 犯罪被害者等支援事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえたR4(2022)年度の取組
犯罪被害者支援のため、以下の取組を実施。 ・自治会回覧や市HP等による制度周知。 ・犯罪被害者週間イベント「ホンデリング」の実施。 ・犯罪被害者支援制度申請者1人。	(成果) 犯罪被害者支援に対する啓発を実施し、広く市民に周知することができた。 (課題) 当該制度について、更なる周知啓発が必要である。	犯罪被害者支援制度の更なる周知啓発のため、わかりやすい内容で、デジタルを活用した周知啓発を図っていく。
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)	

3. 人権を守る取組（人権相談）

人権相談窓口を市広報等で広く市民へ周知したほか、人権擁護委員と連携して、啓発マグネットシートの市公用車への貼付けや、市内公共施設にカードスタンドを設置し、人権擁護委員の周知啓発を図りました。

所管課	同和・人権・平和課/市民相談課	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271050 人権擁護・相談支援事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
<p>人権を守る相談対応を図るため、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護委員による人権相談を、市役所や人権啓発センターにて実施。 ・人権擁護委員による特設人権相談や、子どもの人権110番などを市広報で周知啓発。 ・人権擁護委員と連携して、啓発マグネットシートを市公用車に貼付。 ・市内公共施設にカードスタンドの設置。 	<p>(成果)</p> <p>人権擁護委員と連携した人権相談窓口を広く市民に周知することができた。</p> <p>(課題)</p> <p>市民に身近な相談窓口として啓発していく必要がある。</p>	<p>様々な機会を通じて、市民に身近な相談窓口として広く市民に啓発していく。</p>
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(3)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(3)	

4. あらゆる場における人権教育・啓発の推進

幼児期においては遊びを通して、就学期においては教育活動全般を通じて行うものとして、人権教育を実施しました。

市民・職員向け人権啓発研修会やパネル展を実施したほか、市民団体との連携による研修会等を開催し、人権教育・啓発を行いました。

人権教育指導員の派遣等を通じて、市民が主体的に人権の意識づくりを行いました。

(1) こども園・幼稚園・保育所(園)・学校

所管課	幼児教育推進課	
実施施策	231 幼児教育・保育の充実	
事務事業	231050 幼児教育充実施策推進	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
・こども園・幼稚園・保育所(園)においては、幼児期における教育や保育の生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要性に鑑み、遊びを中心として、生活を通じて人権尊重の精神の芽生えを育むよう実践。特に、自然とのふれあいや、友達とのかかわり、つながり、時にはぶつかる等様々な経験を通して多様性を認め合える心の育成。	(成果) 幼児教育センター主催の人権に関する研修等の機会を通して人権尊重の精神を大切にされた保育を推進し各施設にて実践をすすめる心で多様性を認め合える心を育成することができた。 (課題) 人権尊重の精神の芽生えを育む保育を継承する人材の育成が課題である。	幼児教育センターアドバイザーによる訪問や相談機能を活用し、人権を大切にされた保育について助言していく。
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(2)	
人権擁護に関する基本的な方策	—	

所管課	学校指導課	
実施施策	241 知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成	
事務事業	—	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
・人権教育は教育活動全般を通じて行うものとの認識をもとに、各小中学校において、	(成果) 人権教育推進全体計画をもとに、各小中学校にお	人権教育担当者や生徒指導担当者会等を中心に、子どもたちの人権

<p>人権教育推進全体計画の作成（4月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記人権教育推進全体計画を小中特別支援学校人権教育担当者会にて共有した情報交換の実施（6月）。 ・生徒指導担当者会において、いじめ、児童虐待、不登校、SNSやスマートフォンの使用によるインターネット上の人権侵害について等、情報交換や研修の実施（4月、5月、6月、7月、9月、10月、11月、1月、2月）。 ・市内小・中・高等・特別支援学校の全児童生徒に、「みんなで学ぼう！子どもの権利条約」の冊子の配布（7月）。 	<p>いて組織的、計画的に実施することができ、子どもの人権教育を推進することができた。</p> <p>人権教育担当者会、生徒指導担当者会において、子どもたちの人権の尊重につながる情報交換や研修を充実させることができた。</p> <p>子どもの権利条約の冊子を配布したことで、人権参観での実践や、子どもの人権作文の作品応募等につながり、啓発に努めることができた。</p> <p>（課題）</p> <p>いじめ等の具体的な状況や取組等の情報交換や研修について充実できたが、人権とのつながりを意識化できるような取組を検討する必要がある。</p>	<p>尊重につながる取組の推進及びより効果的な取組に関する情報提供や情報交換を行う。</p> <p>子どもの権利に関する児童生徒への情報提供についても継続して行う。</p>
<p>【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策</p>		
<p>人権教育・啓発の基本的な方策</p>	<p>(2)</p>	
<p>人権擁護に関する基本的な方策</p>	<p>—</p>	

(2) 家庭・地域・職域

<p>所管課</p>	<p>人権教育室</p>	
<p>実施施策</p>	<p>271 人権教育・啓発の推進</p>	
<p>事務事業</p>	<p>271020 人権教育・啓発推進事業</p>	
<p>R3(2021)年度の主な取組</p>	<p>成果及び課題</p>	<p>課題を踏まえた R4(2022)年度の取組</p>
<p>多様な学習活動を家庭・地域・職場で推進していくため、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊丹市人権・同和教育研究協議会の就学前部会で、5ブロック（東・西・南・北・中央）に分かれてブロックごと 	<p>（成果）</p> <p>様々な人権課題について、市民団体との連携による研修会の開催や人権教育指導員の派遣等を通じて、市民が主体的に人権の意識づくりを行うことが</p>	<p>家庭・地域・職域などの様々な場面で人権教育・啓発できるよう、今後は、自治会回覧等で周知し、実施していく。</p>

<p>に啓発・研究活動を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業部会においても研修会を実施し、自社内の人権研修に活用。 ・様々な人権問題について考える機会として、各種団体や事業者が主体の人権研修会へ人権教育指導員を派遣。 <p>人権教育指導員派遣回数 55回。</p>	<p>できるよう支援した。</p> <p>(課題)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響で人権教育指導員の派遣が少なかったが、今後の感染状況を見据え、人権教育指導員の派遣を増やせるよう、各種団体に働きかけていく。</p>	
【参考】 R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)	

(3) 市職員等に対する研修

所管課	研修厚生課	
実施施策	632 人材育成	
事務事業	632020 職員研修事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員対象で人権研修を実施(4月・7月・9月)。 ・職場人権研修を実施(各職場にて7月～3月に1回以上実施)。 ・階層別研修(新任主任・新任主査対象)で人権研修を実施(8月・3月)。 	<p>(成果)</p> <p>階層別研修と各職場での人権研修を実施することで、幅広い職員において、人権意識・知識の向上を図ることができた。</p> <p>(課題)</p> <p>各回の内容をどのように設定するか検討が必要である。</p>	<p>階層別や各職場での人権研修において、同和・人権・平和課と内容や実施方法を調整しながら実施し、職員の人権意識・知識の向上を図る。</p>
【参考】 R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(4)	

所管課	学校指導課	
実施施策	244 教職員の資質向上	
事務事業	244030 教職員指導力研修等事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組

<ul style="list-style-type: none"> ・各小中特別支援学校人権教育担当者と総合教育センター合同開催の人権教育研修会の実施（7月）。 ・中学校ブロック別人権研修会の実施。 ・東中ブロック：研修会（情報モラル、多文化共生、SNSについて）、授業（国際理解） ・西中ブロック：研修会（部落差別問題、ゲートキーパー、学級づくり） ・南中ブロック：授業参観（平和学習）、研修会（性の多様性、情報モラル） ・北中ブロック：研修会（多文化共生、性の多様性、情報モラル） ・天中ブロック：研修会（障がいのある人の人権、情報モラル、性の多様性等） ・松中ブロック：授業参観（障がいのある人の人権、多文化共生等）研修会（性の多様性） ・荒中ブロック：研修会（性犯罪・性暴力、部落差別 性の多様性、情報モラル）など ・笹中ブロック：研修会（部落差別、情報モラル、コロナ差別など） 	<p>（成果）</p> <p>コロナ禍においても可能な形で研修を実施することができた。中学校ブロック別の人権研修会においては、各小中学校の状況に応じた研修内容を主体的に設定・実施し、人権意識・知識の向上を図ることができた。</p> <p>（課題）</p> <p>様々な人権課題について研修を進めることができるように、今後も関係課等で連携する必要がある。</p>	<p>関係課等と連携しながら、様々な人権課題の解決に向けて、人権教育・啓発の推進につながる研修を実施する。</p>
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(4)	

所管課	幼児教育推進課	
実施施策	244 教職員の資質向上	
事務事業	244030 教職員指導力研修等事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
・伊丹市人権・同和教育研究	(成果)	伊丹市人権・同和教育

協議会就学前教育部会の全体研修会は、新型コロナウイルス感染状況を鑑み中止。 ・公立認定こども園、公立幼稚園および公立保育所(園)では、部落差別問題や子どもの人権等について学び、自らを振り返り、人権意識の見直しにのため、各々で職場人権研修を実施。	コロナ禍においても、各園所で DVD や書面を活用しての研修を実施し、人権意識・知識の向上を図ることができた。 (課題) 各園所単独で研修を行う際、自らを振り返り考えることを促せるような、担当者のファシリテーションスキルの育成が課題である。	研究協議会就学前教育部会各ブロックにおいて、ブロック長を中心に効果的な研修方法や題材などについて情報交換を行う。
【参考】 R4 (2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(4)	

所管課	総合教育センター	
実施施策	244 教職員の資質向上	
事務事業	244030 教職員指導力研修等事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
・新規採用教員等人権教育研修を2回実施(参加者223人)した他、人権教育研修会として講演会(参加者73人)を開催。	(成果) 教職員の人権意識・知識向上のため、多様な研修を実施し、人権意識・知識の向上を図ることができた。 (課題) 今後も継続的に、教員の資質を高めていく必要がある。	多様な人権問題を取り上げた研修を実施していく。
【参考】 R4 (2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(4)	

所管課	同和・人権・平和課	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271020 人権教育・啓発推進事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
・様々な人権問題に関するパ	(成果)	様々な人権問題に対

<p>ネル展（12月）を実施。</p> <p>・市民・職員向け人権啓発研修会を実施（8、3月）。</p> <p>8月 71人参加</p> <p>3月 57人参加</p>	<p>性の多様性、同和問題に対する正しい理解を広げ、人権意識・知識の向上を図ることができた。</p> <p>（課題）</p> <p>性の多様性、同和問題の現状と課題の理解の深化のため、内容等の工夫が必要である。</p>	<p>する職員の理解の広がりのため、多くの参加が得られるよう、周知の工夫を図る。</p>
<p>【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策</p>		
<p>人権教育・啓発の基本的な方策</p>	<p>(1)、(2)、(3)、(4)、(5)</p>	
<p>人権擁護に関する基本的な方策</p>	<p>—</p>	

5. 総合的・効果的な推進等

本市における人権教育・啓発の着実な推進を図るため、伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針の見直しのための伊丹市人権教育・啓発施策審議会を設置し、伊丹市人権教育・啓発推進会議との連携を図りながら、市方針案の作成や、パブリックコメントを実施し、広く市民意見を集約しました。

市民団体等と連携しながら、人権フェスティバルなどの各種事業を実施し、市民の更なる人権意識の向上を図りました。

(1) 全庁的な推進体制

所管課	同和・人権・平和課	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271010 人権施策推進事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
<p>全庁的な体制で「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」の推進を図るため、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民意識や社会情勢の変化などに適切に対応するため、「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針（平成22（2010）年10月策定）」の見直しのため、伊丹市人権教育・啓発施策審議会を設置し、審議会を開催（6回）。方針案の作成やパブリックコメントを実施。 ・基本方針に基づく年次報告書「伊丹市人権教育・啓発白書」を作成し、市長を本部長とする伊丹市人権教育・啓発推進本部に報告。 	<p>（成果）</p> <p>本市における人権教育・啓発の着実な推進を図るため、方針案の作成やパブリックコメントを実施し、広く市民意見を集約することができた。</p> <p>（課題）</p> <p>新たな「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」の周知及び着実なPDCAサイクルが実施できる白書の様式の見直しが課題である。</p>	<p>新たな基本方針の策定及び啓発用の概要版リーフレットや人権啓発冊子の作成・配布を行うとともに、PDCAサイクルが実施できるよう、白書を改善し、事業を実施していく。</p>
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)	

(2) 関係機関等との連携・協力、市民の参画と協働

所管課	人権教育室	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271020 人権教育・啓発推進事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
関係機関等の連駅・市民の参画での人権教育・啓発を図るため、以下の取組を実施。 ・市民等と連携し実施する人権フェスティバルや差別を許さない都市宣言市民集会、地域における研修会などは、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の事業が中止となったが、デジタルの活用等・手法を工夫し、人権教育・啓発を推進。	(成果) 市民等との連携による事業の実施や研修会の開催を通じて、市民が主体的に人権の意識づくりを行うことができた。 (課題) コロナ禍でも実施できる事業内容の工夫を図り、市民へ啓発していく必要がある。	コロナ禍においても事業が実施できるよう手法の工夫を図り、市民団体との連携や市民が参画・協働する取組を実施していく。
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(3)、(4)	

(3) 人権啓発センターの取組

所管課	人権啓発センター	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271030 人権啓発センター管理運営事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
市民の人権意識を高めるため、以下の取組を実施。 ・あらゆる世代を対象とした、地域の人権啓発の拠点として各種事業を実施。 ・人権文化市民講座・啓発事業（人権フェスティバル・人権啓発パネル展等） ・人権文化啓発等委託事業（手作り給食会、人権生活相談、伝統文化講座等） ・児童館事業（ひだまりひろ	(成果) 部落差別をはじめとした様々な人権課題について、市民団体等と連携しながら、学び・語り合い・交流する場を提供した。 (課題) 事業（イベント）内容の充実だけではなく、来館者がいつでも人権学習できる手法の拡充を検討する必要がある。	時代の流れに沿った人権課題に焦点を当てた事業の実施や、人権センター内に人権施策の歴史等を学べる展示コーナーを関係団体と協働して設置する。

ば [未就学児]、ニコニコ広場 [小学生]、ワイワイ広場 [中学生])		
【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(2)、(3)、(4)	

(4) 内容・方法の充実

所管課	人権教育室	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271020 人権教育・啓発推進事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
<p>人権に対する市民の興味・関心を育む手法として、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 多くの市民が人権問題への興味・関心を高めることを目的とした、人権作文・標語・ポスターの募集。応募数 作文 5,354 編、標語 2,283 点、ポスター 931 点。 入選作品については「人権週間記念作文集」に収録し、幼児・児童・生徒を通じて家庭へ配布する等、学習・研修資料として積極的に活用。 人権ポスター・人権啓発標語入賞作品展をことば蔵ギャラリーにて開催。 部落問題について考える機会として、市広報「広報いたみ」10月から12月までの各1日号には、伊丹市人権教育指導員のコラムを3回にわたって連載。 人権教育指導員による「愉しみなお出かけ」と題して、教育広報紙「教育いたみ」の「人権教育シリーズ」に掲載。 	<p>(成果)</p> <p>作文・標語・ポスターの作成を通じて、様々な人権問題への興味・関心を高めるきっかけ作りを行った。また、記念作文集や人権について考えた作品展示を通じて市民への啓発を行った。</p> <p>部落問題に背を向けず、差別と偏見をなくすために市広報掲載を通じて市民への啓発の機会とした。</p> <p>(課題)</p> <p>広く市民に周知啓発を図っていく工夫が必要である。</p>	<p>人権作文・標語・ポスターの募集や、部落問題をはじめとする様々な人権問題について、多くの市民が人権問題への興味・関心を高めることができるよう周知・啓発する。</p>

・伊丹市人権・同和教育研究協議会による広報紙「ひかり」を発行し、学校園等に啓発。		
【参考】 R4 (2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(2)	
人権擁護に関する基本的な方策		—

所管課	同和・人権・平和課	
実施施策	291 多文化共生・平和の推進	
事務事業	291050 平和啓発事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
人権に対する市民の興味・関心を育む手法として、以下の取組を実施。 ・夏の平和事業を取りまとめた、リーフレット「平和を考える夏」を児童生徒に情報提供した他、公共施設等に配布(7月)。 ・「広報伊丹」への市民の戦争体験の記事を掲載(8月)。 ・本市のカリヨンの世界平和カリヨンに登録し、国際連合が定める世界平和デーに新たな平和の演奏会を実施。	(成果) 若い世代に平和事業を周知するとともに、カリヨンを用いて新たな平和事業を行い、平和啓発を行うことができた。 (課題) 戦争体験者が、少なくなる中、戦争体験、記憶を次世代に継承することが課題である。	戦争体験、平和意識の継承を進めるため、平和事業に若い世代に参加してもらうことや、若い世代への平和継承に関する取組、紹介を行う。
【参考】 R4 (2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(3)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)	

所管課	同和・人権・平和課/人権啓発センター/人権教育室	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271020 人権教育・啓発推進事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた R4(2022)年度の取組
・本市ホームページ上で、講座やイベント情報、視聴覚教材の一覧、人権ポスター入賞作品を掲載する等の情報発信。	(成果) 市民に幅広く周知を行い、人権教育・啓発を推進することができた。 (課題)	多くの市民が様々な人権問題について知ることができるよう、幅広く啓発する。

	<p>広く市民への周知啓発を図っていく工夫が必要である。</p>	
<p>【参考】 R4 (2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策</p>		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(3)	
人権擁護に関する基本的な方策	(1)、(3)	

伊丹市人権教育・啓発白書 令和3(2021)年度事業内容

令和5(2023)年 2月 発行

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地

伊丹市 市民自治部 共生推進室 同和・人権・平和課

TEL:072-784-8077 FAX:072-780-3519

伊丹市 教育委員会事務局 人権教育室

TEL:072-784-8113 FAX:072-780-3519